

関東学院大学ハラスメント相談員規程

(2008年6月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学ハラスメント防止規程（以下「防止規程」という。）第5条に基づき、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談員の選出)

第2条 相談員は、各学部等に所属する専任教員各1名及び職員若干名とし、学長が指名する。この場合において、相談員は防止規程第4条に規定するハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）の委員を兼任できないものとし、相談員の選出に当たっては、原則として男女同数となるように配慮するものとする。

2 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(任務)

第3条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

(1) ハラスメント問題に係る相談

(2) ハラスメント問題に係る防止委員会への協力

(報告義務)

第4条 相談員は、ハラスメント問題に係る相談について、速やかに防止委員会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2008年7月1日から施行する。

2 この規程の施行により、「関東学院大学セクシュアル・ハラスメント相談員規程」（平成11年12月16日付施行）は廃止する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2025年10月1日から改正施行する。